議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の検討に関する決議を行うため本案を提出する。

令和4年6月13日

提	出	者	飯塚市議会議員	道	祖		満
賛	成	者	飯塚市議会議員	坂	平	末	雄
			n	土	居	幸	則
			n	田	中	武	春
			n	瀬	戸		光
			n	古	本	俊	克
			IJ	佐	藤	清	和

議員定数をはじめとして市民にとって最適な議会のあり方の 検討に関する決議(案)

議会は、市民から選挙された代表機関であり、政策決定や、市長等の事務の 執行にかかる監視及び評価を行う責任を担う一方で、議員定数や報酬など自己 の身分について自ら決定する責任も負っています。

私たち飯塚市議会は、令和元年6月、次回の一般選挙から議員定数を4人減 じ、24人とする条例改正案を賛成多数で可決しました。

その後、令和3年9月に市民から提出された「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」は、女性をはじめ多様な市民から構成される議会となるよう、議会で有識者や市民の意見を聴くなどして、議論を深めた上で、議員定数を改正前の28人に戻すことを求める請願でしたが、議会運営委員会に付託して審査した後、令和4年3月に賛成多数で採択としました。同じ議員構成でありながら、令和元年6月とは異なる意思決定となったものです。

議員定数のあり方については、その後、市民団体の主催により、令和4年4月30日に穂波交流センターにおいて「議員と市民の意見交換会」が開催されましたが、その案内文には「いずれも市民不在の結論であることに変わりはありません。」との指摘があり、また、令和4年5月30日付西日本新聞朝刊の社説は、「議会は民意を基にした、自治体の意思決定機関である。その役割の重さを考えれば、定数は議員だけで決めるのではなく、住民を交えて最適解を探るべきだ。」「意見交換会で市民は『削減に賛成、反対双方の議員の意見が聞きたい』と要望した。市議会は議決する前にこうした声に応えるべきだ。」などと述べています。

請願はすなわち強制力を持つものではありませんが、市民の代表である我々議員が再び市民の意見を聴くことなく、令和元年6月の議決を覆す議決を行うようなことがあれば、私たち議員は、市民の批判を免れることはできず、また、政治への不信につながりかねません。

そこで、飯塚市議会は、議員定数をはじめとして、市民にとって最適な議会のあり方について、市民と意見交換を行う機会を設け、検討を行った上で結論を導き出すことをここに表明します。

以上、決議する。

飯塚市議会